

# 豊田厚生病院 疑義照会簡素化プロトコルに関する合意書

愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院

## 1. 目的

調剤上の形式的な疑義照会を簡素化することにより、保険薬局での患者の待ち時間軽減、および診察室での対応業務の軽減を目的として、疑義照会簡素化プロトコル（以下、本プロトコル）を制定する。

## 2. 基本事項

- ① 本プロトコルは、豊田厚生病院（以下、当院）と豊田加茂薬剤師会が締結する「豊田厚生病院 疑義照会簡素化プロトコルに関する合意書」（以下、合意書）に基づき、豊田加茂薬剤師会に所属する保険薬局において実施することができる。
- ② 変更を行う際は、如何なる内容であっても患者に十分な説明（服用方法、価格など）を行い、同意を得た上で実施すること。変更に際して患者に不利益が生じることがあってはならない。
- ③ 変更を行った際は、変更後の内容が分かるようにお薬手帳に記載すること。
- ④ 後述する「3. 問い合わせを省略できる内容」の記載事項のうち、【5】【6】【7】【8】に該当する内容の変更を行った場合は、当院薬剤部へFAXにて報告すること。【1】【2】【3】【4】に該当する変更については、FAXによる報告は必須ではないが、お薬手帳等により変更内容が確認できるように配慮すること。お薬手帳等による確認が困難な場合は、【1】【2】【3】【4】に該当する変更についてもFAXにて報告すること。
- ⑤ 麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、抗がん剤など十分な管理が必要であると判断される薬剤、および院外処方箋に処方変更不可の指示がある場合は、本プロトコルの対象外となる。

## 3. 問い合わせを省略できる内容

### 【1】成分名が同一である場合の銘柄変更

例：グラクティブ錠 ⇄ ジャヌビア錠  
ダイフェン配合錠 ⇄ バクタ配合錠  
用法・用量が変わらない場合のみ変更可  
適応症が一致しない場合は変更不可

### 【2】以下に示す剤形変更

①錠剤（普通錠） ⇄ 錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤  
例：フェブリク錠 ⇄ フェブリクOD錠  
②錠剤、カプセル剤 ⇄ 散剤、顆粒剤、細粒剤

例：ロキソニン錠 ⇔ ロキソニン細粒

一般名処方および銘柄処方において、剤形が異なる先発品への変更も可  
用法・用量が変わらない場合のみ変更可  
外用剤（軟膏⇨クリームなど）の変更は不可

### 【3】他規格製剤がある場合の規格変更

例：チラーデン S錠 50 $\mu$ g 0.5錠 ⇔ チラーデン S錠 25 $\mu$ g 1錠  
アゾセミド錠 60mg 0.5錠 ⇔ アゾセミド錠 30mg 1錠  
ピタバスタチン錠 2mg 2錠 ⇔ ピタバスタチン錠 4mg 1錠

### 【4】軟膏、クリーム剤等の包装変更

例：マイザー軟膏 0.05% 5g 2本 ⇔ マイザー軟膏 0.05% 10g 1本

### 【5】週1回、月1回、隔日投与、週3日投与等が指示されている医薬品が他の連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の日数変更

例：他の薬剤の処方日数が28日のとき

ボナロン経口ゼリー（週1回） 1日1回1包 起床時 28日分  
⇒ボナロン経口ゼリー（週1回） 1日1回1包 起床時 4日分

### 【6】外用薬の処方枚数と処方日数に齟齬が生じている場合の修正

例：他の薬剤の処方日数が28日のとき

フランドルテープ 40mg 1日1回1枚 7枚 28日分  
⇒フランドルテープ 40mg 1日1回1枚 28枚 28日分

### 【7】残薬に対する処方薬の日数・回数変更

残薬調整を行う日数または回数は、「処方箋に記載されている日数を超えない範囲」、かつ「0日分は不可（最低1日分または1回分）」

残薬は1週間分程度であれば、予備として受け取るなど患者と相談すること

### 【8】一包化指示がないものを一包化する場合、またはその逆

患者の希望があり、かつアドヒアランス、コンプライアンスの向上が期待できる場合に限る

## 4. 問い合わせ先

処方内容に関すること（診療、処方に関する疑義など）

各科外来ブロック（0565-43-5000）

本プロトコルに関するこ

薬剤部 (0565-43-5000)

## 5. 合意の形成

愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院（以下「甲」という）と豊田加茂薬剤師会（以下「乙」という）は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、現に処方内容を変更して調剤する場合には、患者が不利益を被らないよう十分検討した上で、患者に過不足なく説明を行い、同意を得た上で実施するものとする。

### 1) 院外処方箋における疑義照会を省略できる内容について

前述の1~4について熟読し、遵守することを約束した上で、「3. 問い合わせを省略できる内容」については、包括的に薬剤師法第23条に規定される医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

（参考：薬剤師法第23条）

- i. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
- ii. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない

### 2) 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については必要時協議を行い実施するものとする。